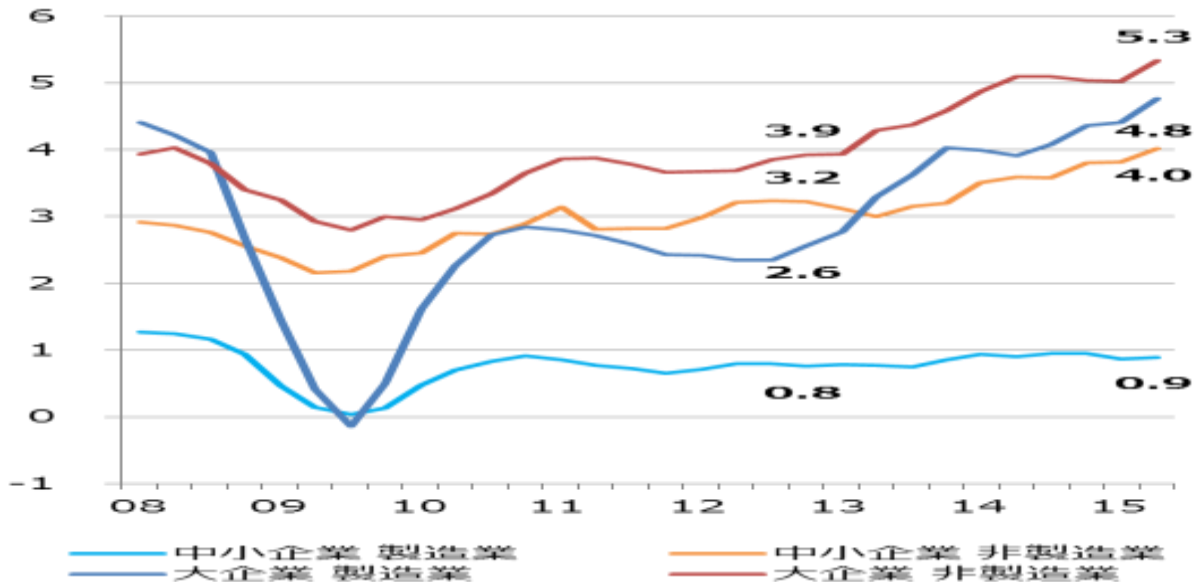


企業の経常利益等の動向と政労使合意について

○大企業と中小企業の経常利益の推移

(単位：兆円)



(資料) 財務省 法人企業統計季報

【出所：第 23 回 中小企業政策審議会 (平成 27 年 11 月 16 日)】

○経常利益、利益剰余金等の推移



(出典) 財務省「法人企業統計調査」 (注) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和。

【出所】平成 27 年 11 月 11 日

第 18 回財政諮問会議及び経済財政諮問会議・産業競争力会議課題別会合合同会議

・成長志向の法人税改革について (麻生議員提出資料) 抜粋

○『経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について』

政府・経済界・労働界は、平成26年9月29日以来、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を再開し、政労使を取り巻く様々な課題について、これまで4回にわたり、内閣総理大臣の出席の下、真摯な議論を重ねてきた。

本日、政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会は、別紙のとおり、経済の好循環の継続に向けて、一致協力して取り組むとの認識に至った。

平成26年12月16日

内閣総理大臣 安倍 晋三
(一社) 日本経済団体連合会会長 榊原 定征
日本商工会議所会頭 三村 明夫
全国中小企業団体中央会会長 鶴田 欣也
日本労働組合総連合会会長 古賀 伸明

2. 賃金上昇等による継続的な好循環の確立

企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。

8. 本取りまとめに係るフォローアップ

平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

○『価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策』

(平成 27 年 4 月 2 日 経済の好循環実現に向けた政労使会議)

昨年 12 月 16 日、本政労使会議は「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」について合意した。日本経済の自立的成長を確たるものとするためには、今春の賃上げの労使交渉が好循環の二巡目を形成しつつあるこの機をとらえ、全国に、中小・小規模事業者に、さらに好循環を拡大することが何よりも重要であると認識する。

かかる観点から、12 月 16 日の合意において指摘した ① 取引企業の仕入れ価格上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力についての総合的取組、② サービス業の生産性向上についての取組について、下記具体策により当該合意をさらに強力に推進することとする。

1. 取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組

(1) 経済界による総合的取組

経済界は、サプライチェーン全体で好循環が力強く回転するよう、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力を総合的に取り組む。

その一環として経団連は、会員企業に向けて、取引先企業との取引の適正化努力を明記した経営労働政策委員会報告の周知活動を継続する。加えて、

- ① 原材料費の高騰など仕入れ価格の上昇で大きな影響を受けている取引先企業に対して、その状況をよく聞き取ること、原材料費の騰落や財・サービスの需給変動に基づく損益の分担方法などをあらかじめ合意するなどにより、価格転嫁を含めて適正な取引価格が形成されるよう努めること等について、会員企業に一層の理解と協力を求める。具体的には、全国各地の会員企業に対して直接呼びかける機会を設けるとともに、さまざまな媒体を通じた周知活動を展開する。
- ② また、① の活動を行う中で、取引先企業に対し、生産・運営管理・人的資源管理など生産性向上に向けた支援・協力、共同での技術・

製品開発など高付加価値化に向けた支援・協力などに努めるよう、会員企業に対して勧奨する。

また、日本商工会議所と全国中小企業団体中央会は、中小・小規模事業者に対し、本決定の内容と趣旨を周知するための活動を展開する

(2) 政府による対応

政府は、在来からの取組の継続に加え、以下の追加的措置を実施する。

- ① 14 業種の下請取引ガイドラインに、原材料・エネルギーコストの転嫁に関する望ましい取引慣行等の好事例を追加したところであり、今後、産業界に対して、このガイドラインに沿って取引を行うよう徹底して要請する。また、必要に応じ、調査を実施し、改善状況を確認する。
- ② 下請代金検査官や消費税転嫁Gメンが立入検査を行う際、当該下請取引ガイドラインに沿った取引を行うよう要請する。
- ③ 全国で約 500 回の講習会を追加的に開催し、当該下請取引ガイドラインの理解・活用を促進していく。
- ④ 下請代金法に基づく監視・取締まりを強化する。具体的には、下請事業者が当該下請取引ガイドラインに沿った取引を要請したにもかかわらず、親事業者が協議に応じず一方的に取引価格を据え置くなどの行為があれば厳正に対処する。また、本年度上半期に、約 500 社の大企業に対して集中的な立入検査を追加的に実施する。